東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成14年３月７日

東京学芸大学長

岡　本　靖　正

平成14年細則第１号

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則（昭和50年４月２日制定）の一部を次のように改正する。

第１条中「名誉教授選考基準の適用につき」を削る。

第２条中「規程第５条」を「規程第４条及び第５条」に改める。

第６条中「短期大学」を「短期大学及び高等専門学校」に，「同大学」を「当該短期大学等」に改め，同条に次の１項を加える。

２　規程第５条第３号イの教授相当職並びに規程第６条の助教授相当職及び講師相当職の適用については，次の各号によるものとする。

(1) 研究職俸給表が適用される職のうち，指定職又は５級（当該級に相当する等級を含む。以下同じ。）の職については，教授相当職，４級の職については，助教授相当職，３級の職については，講師相当職とする。

(2) 行政職俸給表が適用される職のうち，指定職又は11級の職については，教授相当職，10級又は９級の職については，助教授相当職，８級の職については，講師相当職とする。

第７条中「規程第５条第３号イ」を「規程第５条第３号エ」に改める。

第９条を削る。

附　則

この細則は，平成14年３月７日から施行する。

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則　新旧対照表（抄）

現　　行	改　　正
〔省略〕	〔省略〕
第１条　この細則は，東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第５号。以下「規程」という。）第８条の規定に基づき，名誉教授選考基準の適用につき必要な細目を定めるものとする。	第１条　この細則は，東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第５号。以下「規程」という。）第８条の規定に基づき，必要な細目を定めるものとする。
第２条　規程第５条にいう「退職」には，転出を含むものとする。	第２条　規程第４条及び第５条にいう「退職」には，転出を含むものとする。
〔省略〕	〔省略〕
第６条　規程第５条第３号アの「本学以外の大学」には，短期大学を含むものとし，同大学における勤務年数の加算に当たつては，規程第５条及び規程第６条により算出される年数の２分の１の年数とする。	第６条　規程第５条第３号アの「本学以外の大学」には，短期大学及び高等専門学校を含むものとし，当該短期大学等における勤務年数の加算に当たつては，規程第５条及び規程第６条により算出される年数の２分の１の年数とする。 ２　規程第５条第３号イの教授相当職並びに規程第６条の助教授相当職及び講師相当職の適用については，次の各号によるものとする。 (1) 研究職俸給表が適用される職のうち，指定職又は５級（当該級に相当する等級を含む。以下同じ。）の職については，教授相当職，４級の職については，助教授相当職，３級の職については，講師相当職とする。 (2) 行政職俸給表が適用される職のうち，指定職又は11級の職については，教授相当職，10級又は９級の職については，助教授相当職，８級の職については，講師相当職とする。
第７条　規程第５条第３号イの「役職」とは，副学長（学生部長を含む。），附属図書館長，連合学校教育学研究科長，学部主事又は附属学校部長の職をいう。	第７条　規程第５条第３号エの「役職」とは，副学長（学生部長を含む。），附属図書館長，連合学校教育学研究科長，学部主事又は附属学校部長の職をいう。
〔省略〕	〔省略〕
第９条　規程第５条第１号から第４号まで及び第６号に掲げる者にかかる功績，功労及び社会的顕彰の認定に当たつては，各部教官会等の意見を徴するものとする。	
〔省略〕	〔省略〕
	附　則 この細則は，平成14年３月７日から施行する。